

奈良市児童生徒等就学援助費支給規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 援助費の支給を受けることができる者は、児童生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、本市に住所を有する者をいう。以下同じ。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 別に定める基準により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

2 前項の規定にかかわらず、市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者は、当該児童生徒が本市に住所を有しないときも、当該児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会との協議の上、援助費の支給を受けることができる。

(支給費目)

第3条 援助費の支給は、次に掲げる支給費目について、別に定める基準に従い行う。ただし、生活保護法第13条の教育扶助としてこれに相当する支給を受けた場合は、支給しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費
- (7) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。）

(支給額)

第4条 前条の支給費目に係る支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づく要保護児童生徒援助費補助金予算単価を上限とし

て、予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

(申請)

第5条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、当該児童生徒が在籍する市立の小学校又は中学校の学校長（以下「学校長」という。）を経由して、又は直接教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に生活保護法第13条の教育扶助を受けている者については、この限りでない。

(1) 同一生計世帯員全員分の住民登録住所が確認できる書類

(2) 同一生計世帯員全員分の課税証明書又は非課税証明書

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請は、年度ごとに教育委員会が指定する期日までにしなければならない。ただし、転入その他特別な理由により当該期日までに申請することができない場合は、同日後においてもその都度申請することができるものとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、申請書を受理したときは、当該申請について審査し、援助費の支給の認定の可否を決定する。この場合において、教育委員会は、学校長の意見等を徴することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、別に定める通知書により申請者及び学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 援助費の支給は、保護者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号から第5号までに掲げる援助費は、前条第1項の規定により援助費の支給の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）のうち市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者がこれらの請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任したときは、学校長を経て支給することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、全ての援助費は、被認定者が学校徴収金（教材費、校外活動費その他の学校教育活動に要する経費であって、学校において直接保護者から徴収する経費をいう。）を納付していないときは、学校長を経て支給する方法その他教育委員会が適当と認める方法により支給することができる。

(領収書)

第8条 学校長は、前条第2項又は第3項の規定により学校長を経て援助費を当該被認定者に支給したときは、当該被認定者から領収書を徴するものとする。

(支給対象期間)

第9条 被認定者は、教育委員会が定める期間における、第3条の支給費目に係る援助費の支給を受けることができる。

(変更等の届出)

第10条 被認定者は、援助費の受給を辞退しようとするとき、又は申請の内容に変更が生じたときは、別に定める届出書により教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

(認定の取消等)

第11条 教育委員会は、被認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 援助費の受給の辞退を届け出たとき。
- (2) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により援助費の支給を受けたとき。
- (4) 援助費の支給を停止することが適当であると認められるとき。

2 前項第3号に該当する場合は、教育委員会は既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。